

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和 6 年 10 月 22 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分
場 所	日野市役所 504 会議室
会議件名	令和 6 年度 第 1 回いじめ防止対策推進条例策定検討委員会
主な議題	日野市の状況について、意見交換
参加者	委員：嶋崎委員長、福田副委員長、古谷委員、出牛委員、山岸委員、山本委員、和田委員、中田委員、村田委員、萩原委員、高原委員、熊澤委員、飯倉委員、杉本委員、堀川教育長 （事務局）前田統括指導主事、坪田主幹、依田指導主事、河住指導係長、小松指導係主任
配布資料	(01) 日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会名簿 (02) 日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会設置要綱 (03) 日野市いじめ防止基本方針 (04) 事務局説明資料 (05) いじめ防止対策推進条例～なぜいじめ防止対策推進条例が必要なのか～ (06) 第 2 回に向けて (07)（参考）立川市子どものいじめ防止条例 (08) 委嘱状（該当の方のみ）
結 果	☐ 了承（意見なし） ☒ 了承（意見あり） ☐ 要修正・再説明 ☐ 不承諾 ☐ 情報共有のみ } いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に 意見要旨を記載
主な内容	1. 検討委員会委員紹介（事務局） ※資料 01『いじめ防止対策推進条例策定検討委員会 委員名簿』参照。 2. 日野市教育委員会教育長挨拶（教育長） この 5 年間、第 3 次学校教育基本構想に基づいて学校教育の取り組みを進めてきた。昨年度、第 4 次学校教育基本構想を検討して、今年度から 4 次構想に基づいて日野市の学校教育に取り組んでいる。3 次構想の中で「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」という理念を最も大切にしていきたい教育理念として掲げていた。4 次構想では「すべての“いのち”がよろこびあふれる【今と】未来をつくっていく力」と、「今」という言葉が入っている。その背景には 4 次構想の策定の過程で子どもたち全員にアンケートを取り意見を聞いたという経緯がある。アンケートの中の「5 年後どんな学校になってほしいですか？」という質問に対する意見で「みんなが笑顔でいられる学校」「いじめがなくてみんなが楽しい学校」と、「みんなが」「いじめ（がない）」という言葉が出てきた。未

来をつくっていくだけではなく今の学校にこうなってほしいという子どもたちの願いや思いの言葉が届き、未来だけではなく今と未来をつくっていく子どもたちの力を育んでいこうという形になった。いじめの認知件数は全国的にもそうだが日野市内でも増えている。この状況を踏まえて、いじめ防止対策を教育委員会だけではなく社会や地域全体で取り組みを進めていく。その観点から条例を策定するための検討委員会を立ち上げ、皆様に委員に就任していただきたくお願いをした。皆様の力をお借りし条例の策定に向けて忌憚なき意見・議論をいただければと思っている。よろしくお願いします。

3. いじめ防止対策推進条例策定検討委員会委員長選出及び挨拶

(事務局) ※資料 02『日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会設置要綱』参照。第5条により「委員長は互選により定める」とされている。事務局からの提案として、嶋崎教授に委員長をお引き受けいただきたいと思うが、委員の皆様いかがか。

(異議なし)

(事務局) 異議なしと認めさせていただき、嶋崎教授に委員長の就任をお願いします。就任のご挨拶をお願いします。

(委員長) ただいまご承認頂きましてありがとうございます。日野市は大変お世話になっているので、力は今一つですがやる気は十分あるので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。嶋崎教授が委員長に就任されたので、ここからの進行は嶋崎委員長にお繋ぎします。よろしくお願いします。

4. いじめ防止対策推進条例策定検討委員会副委員長選出及び挨拶

(委員長) ※資料 02『日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会設置要綱』参照。第5条により「副委員長は、委員の中から委員長が指名する。」となっているため、福田教授を副委員長に指名したいが、いかがか。

(異議なし)

(委員長) 福田教授に副委員長に就任していただきたいと思います。ご挨拶をお願いします。

(副委員長) ただいま副委員長に指名いただきました福田でございます。「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。」という非常に重責を賜りました。これまで日野市のいじめ対策に関しても嶋崎教授と数年携わっており、日野市のいじめの条例が成立に向けて動き始めたことはとても感慨深いです。よろしくお願いいたします。

5. いじめ防止対策推進条例策定検討委員会の役割等について (事務局)

※資料 04『(仮称) 日野市いじめ防止対策推進条例の設置に向けて』参照。

「6. いじめの条例の構成」について。左側が国の「いじめ防止対策推進法」、右側は日野市の既存の 4 つの組織を紐づけて掲げている。これらをつなぎ合わせるために条例の制定を検討している。

「7. スケジュール」について。2024 年下期からスタートし、1 年半かけて条例（に係る内容）を協議していくというスケジュール。今年度は 1 月に第 2 回を開催予定、来年度は計 3 回の開催を予定している。委員の皆様の承諾を得ながら、条例制定に向けて進めていきたい。また、市民の方からも広く意見を聴取するためにパブリックコメントを行う。2025 年の第 4 回から第 5 回にかけて委員会の意見がまとまった段階で意見を広く募集し、反映させていきたい。そして 2025 年の年度末までには「日野市いじめ防止対策推進条例」を制定したい。

6. いじめ防止対策推進条例～なぜいじめ防止対策推進条例が必要なのか～（委員長）

※資料 05『「いじめ防止に係る条例」の制定』参照。

いじめの認知件数について。（※『1-（1）いじめの認知件数の推移（小中高）』グラフ参照。）先程の話にも出ていたように、いじめの認知件数は右肩上がりで増えている。増えているということはそれぞれの学校で認知して取り組んでいる証拠であるという見方でもできる。グラフは 2022 年度までのもので、毎年 10 月末に発表のためもうすぐ 2023 年度が発表されるはずだが、さらに増えているのではないかと予想される。

各市区町村がそれぞれ条例を制定している意味。基本的には法律があり、法律にかかわって基本方針や重大事態になった時の調査に関するガイドラインが作られている。国で作っているのだからわざわざ市区町村で作る必要があるのか？という意見もあるが、それぞれの地域の特性や特徴が見られる。（※『1-（2）「いじめの重大事態」をめぐる課題』参照。）重大事態の捉え方が市区町村によって全く違う。基本的には子どもが嫌な思いをした、苦痛を感じたということであればいじめと認定して取り組まなければいけない、またその傾向が見られるという段階から取り組まなければいけない、というのは当然のこと。

「いじめ」の捉え方の乖離。文科省のホームページに出ている事例。4 年生の A さんが算数の問題を一生懸命考えていたところ、同じクラスの B さんが解き方を教えた。答えを聞いた途端、A さんは泣き出してしまった。「自分で解こうと思っていたのに。」これはいじめに該当する。

今 47 件目の重大事態の調査を行っているが、その中の事例の 1 つ。中学生の A さんに B さんが交際を申し込んだが、A さんは断った。告白して断られただけだと思ってしまうが、B さん本人が嫌な思いをしているため、これもいじめに該当する。実際にお付き合いをして

いた高校生の事例。別れることになり「私はいじめられた。重大事態では？」と主張。男女交際のもつれ、これも重大事態になる。

敢えてこのような事例を出したのは、捉え方がバラバラであってはいけないから。市全体で取り組んでいかなければいけない時に齟齬があってはいけないので、一例として出させていただいた。

いじめられた側の生徒の親が「自分の子どもがいじめられた、何とかしてくれ」と主張することによって何らかの利益を得ようとする「いじめ利得」。親同士の確執から自分の子どもを休ませて重大事態にして「お宅のお子さんが重大事態を起こした」と相手の親を攻撃するというようなケース。残念ながら非常に増えている。本来のいじめを止めなければいけない中でそのような問題にも気配りをしなければいけないという状況。条例の組み立てにあたり重大事態を意識している。「重大事態」とは、このまま放っておいたら自死事案が起ってしまうのではないかと、というような重大な事態であると世間一般的には考えられるが、現実にはそうではないケースが非常に多い。私たちは常に「子供の最善の利益」を守らなければならない、今回の条例を制定する目的になっている。残念なことに「大人の最悪の利害の相克」＝「いじめ利得」が非常に見られる。これも含めて防げるような条例に仕上がることを希望している。

都内のある自治体で重大事態が起こった場合にかかる費用。現実には、事務局の業務量が増えるはずであり、それも考慮してお金に換算すれば数倍になる。知人が調べた重大事態のケースの中で最高は1事案につき4,000万円かかっている。交通費や遠方の委員さんの旅費なども含むらしいが、日野市も条例を定める中でこういったことを防いでいきたい。

学校の教育の論理が非常に危うくなっている。黒と白、お互いに言っても灰色でもいいから二人仲良くなしてほしい、これからの成長をしっかり見届けたい、というのが学校。学校は本当によく頑張っていると思うが、現在、その論理がなかなか通らなくなっている。教育の論理も司法の論理も両方大事。今まさに法化社会と呼ばれており、学校も法的な考えや判断をしっかりとやっていかなければいけない時代。両者が整合し合うような条例づくりを期待している。

条例の大きな流れ。最初に条例を作ったのは岐阜県可児市。いじめはいけないということを子どもたちに学んでほしいという理念的なことやいじめ防止対策推進法に沿ったことが書かれている。せっかく条例を作るなら理念的なことだけではなく実際にそれが生きるような内容を書き込む必要があると考えている。「総合条例」。実際にどのように運営していったらいいかというような具体的な部分は要綱に定めるとして、そういったものを日野市は作っているということをしっかりと謳ったほうがいいと思う。日野市の取り組みで驚いたこと。重大事態が起きた際には学校か教育委員会のどちらかが主体となり調査をする。学校が主体となる場合には第三者（弁護士、学識経験者など）に入ってもらうが、どんな仕事を

してもらるか、どんなふうに動いていくか、ということはどこの市でも決めていない。日野市はいち早く作っているため掲載した。今現在行っている自治体の調査委員会。保護者が「委員会に出席させてくれ」と来た場合など悩ましい場面にどう対応したらいいのかというような具体的な内容を内規として作成した。具体的な場面を条例に全部入れるのは煩雑になってしまうが、「～を参照」と載せておくことによって条例が重厚なものになっていく。他自治体で作った、調査報告書ができたときに公表するかしないか、公表するとしたらどのようにしたらいいか、という規約。公表に関する規約をその場面になって慌てふためく前にしっかり作っておく。実際に活用できるようなものを同時に整備するとよいと思う。

いじめの問題というと学校・教育委員会がやることという風潮がなくはないが、とんでもない。法律に示されているだけでこれだけある（※『3. 法に示された地方公共団体の役割』参照）。条例を作るにあたり市（市民）全体で理解できているかを見直す時にこの部分を見ていただきたい。

いろんな市で条例を作っているが、日野市らしさを出した日野市独自の条例を目指したい。委員の方々にたくさん意見をいただいて、素敵な条例にしたいと思う。

7. 第2回に向けて（事務局）

※資料06『第2回に向けて』、資料07（参考）『立川市子どものいじめ防止条例』参照。

条例の前文にどういったことが反映されれば日野市らしさが出てくるのか。（参考：立川市子どものいじめ防止条例前文）前文＝理念。条例を制定するうえで第1条（目的）などに入る前に条例が設置される背景や関わる方々の責務を据え置く。社会全体の責務や関わる人々の責務というのは一般的だが、児童・生徒の願いや思いを条例前文に入れたと考えている。

令和6年度から第4次学校教育基本構想が制定されているが、前年の令和5年2月に策定に向けて意見を聴取するために小学4年生～中学3年生に対しアンケートを実施した。

「あなたは、5年後、学校はどんな学校になっていてほしいですか。」という問いに対するコメントは6,704件、「いじめ」というキーワードを含む意見は560件（約1割）であった。テキストマイニングで見ると「みんなが仲良く笑顔で楽しい学校」「いじめがない安心して通える学校」というキーワードが多く見受けられた。

出現回数が3回以上のキーワードをまとめた。「01. いじめがない安心して通える学校」「02. みんなが仲良く笑顔で楽しい学校」このような学校生活を望む声が一番多かった。「03. みんなが平等な学校」前後の文脈から「平等」という言葉には生徒間同士の関係や上下関係（先生も含む）において「互いを認め合える友達や交友関係を築ける学校生活にしたい」という思いがあると読み取れる。先生との関係の改善を望む声も一部あった。「04. 授業を大切にできる学校」では「良い授業を受けたい」または「良い授業を受けて自分がもっと

学びたい」という学習意欲につながる声があった。「08. 校則が守られる学校」ルールを守ることはいじめをしないということにも通じる。児童・生徒の一番身近なルールとして学校の規則、校則がある。校則をみんなが守ればいじめは少なからず減っていく、児童・生徒も校則を含めたルールを守るとは大切だ、という声が多くあった。「14. 先生と児童生徒の信頼関係がある学校」「18. いじめに向き合ってくれる先生のいる学校」「19. いじめを見逃さない学校」先生との信頼関係やいじめを見逃さない環境を期待する声が多くあった。

このような児童生徒の思いをヒントに条例の前文を作成したいと思い、紹介させていただいた。

条例前文を作成することの是非やご意見、条例前文を作成する場合の素案についてのご意見やご提案を寄せていただきたい。委員長からの説明でもあったが、条例に関してだけではなく、条例を支える規則・例規・要綱など具体的に条例を進めるために必要となるものはあらかじめ作っておく。それも含めてご意見をいただければと思う。QR コードからフォームに入力、または紙がいいという方は事務局で用意するのでお申し付けいただきたい。

（委員）前文に関して。他の法律を見ても前文が入っているものはなかなか無く、あるのは日本国憲法ぐらい。条例全体の理念を前文として出していったほうが受け取る側の市民の方々もこの条例はこういうものだと思えやすく、あったほうが良いと思う。条例である以上堅苦しくなるのは仕方ないが、だれが読んでも理解できるという点で意義がある。自治体の関連する条例を見ても前文は同じような分量で同じような内容になっている。あまり違ったものは出てこない。アンケートを取って児童生徒の声を直接届いているこの素材を生かして説得力のある前文にしていけると思う。ぜひ皆さんからの意見をいただきたい。

8. その他

（委員）Q:資料 04 の「条例を設置していない市」の部分。前回のこの資料では8市だったが、今回は6市になっているのはなぜか？

（事務局）A: 7月開催のいじめ問題対策連絡協議会で配布した資料には「条例を設置していない市」に8市と記載していた。この委員会を開催するにあたって事務局で改めて精査、条例に近いものは含めるなど整理したところ、東京26市の中で条例を設置していないのは6市となった。

9. いじめ防止対策推進条例策定検討委員会副委員長挨拶（副委員長）

本日は、ありがとうございました。この委員会の役割、趣旨、方向性について協議できた。作業工程としては年単位で、2025 年の下期にかけて策定にあたる。これから細かい条文について検討することもあると思うがまずは方向性として条例の前文に焦点を当てて進めていきたい。皆さんのお知恵を拝借したい。積極的に委員会に参加していただいてよい条例を

	策定していければと思う。
	閉会